

第2回 浪江町復興推進協議会議事概要

日時	令和2年1月15日(水) 13:26~14:10
場所	浪江町役場 2階 204会議室
構成員	株式会社ウッドコア 東邦銀行 あぶくま信用金庫 浪江町商工会 福島県相双地方振興局 浪江町
事務局	浪江町まちづくり整備課

次第

1. 開 会
2. あいさつ (浪江町まちづくり整備課長)
3. 出席者紹介
4. 復興推進協議会について
5. 議事
 - (1) 浪江町復興推進計画(案)について
 - (2) その他
6. 閉会

【議事概要】

1. 開 会
2. あいさつ (浪江町まちづくり整備課長)
 - ・浪江町においては、平成29年3月31日に一部地域を除き避難指示が解除され、少しずつではあるが、着実に町の復興・創生に取り組んでいる。
 - ・災害公営住宅の整備や小中一貫校の開校、水素製造拠点の整備など明るい話題がある反面、令和元年11月末までの帰還人口は1,174人に留まり、また町内での事業再開についても約150社であることから復興は未だ道半ばである状況。
 - ・そのような中、事業者が新たに町内での事業を計画されていることは、町としても大変喜ばしいことであり、実現に向け町として最大限支援していきたい。

3. 出席者紹介

別紙資料に基づき説明

4. 復興推進協議会について（説明者：浪江町まちづくり整備課）

- ・東日本大震災からの早期の復興を実現するために、平成 23 年 12 月に東日本大震災復興特別区域法（通称：復興特区法）が成立された。
- ・復興特区法においては、地域で目指す復興を支援するため、従来の法規制等にとらわれない柔軟な対応がされているところ。
- ・浪江町復興推進協議会については、平成 31 年 1 月に設立された。
- ・なお、復興推進計画の申請にあたっては、復興特区法に基づく「復興推進協議会（地域協議会）」において、申請する復興推進計画について協議しなければならないと規定されている。
- ・協議会の構成員については、復興推進計画の作成主体である浪江町、関係地方公共団体である福島県、町内商工業と密接な関係にある浪江町商工会、事業実施主体の株式会社ウッドコア、金融機関の東邦銀行・あぶくま信用金庫となっており、本日、協議会開催のため参集いただいた。

会 長：説明のあった復興推進協議会についてご意見を伺います。

出席者：異議なし

5. 議事

（1）浪江町復興推進計画（案）について（説明者：浪江町まちづくり整備課）

- ・この復興推進計画は、株式会社ウッドコアが浪江町大字棚塩地区において計画する集成材製造施設の整備に係る必要な資金を、金融機関が「復興特区支援貸付事業」として補給するため、復興特区法に定める認定を受けるためのもの。
- ・本事業は、近年拡大する非住宅分野の中・大規模木造建築物に対して、付加価値の高い規格外サイズの中・大断面集成材の製造及び加工を行う計画としている。都市部をはじめ、全国各地で高層の建築物や大スパンの空間を要する大規模建築物の木造化が進行しており、新たな市場が生まれつつあるなか、こうしたニーズに対応するものである。
- ・本事業については、当町の地域経済の活性化及び雇用状況の改善に大きく寄与するものであると位置づけ、事業に必要な資金を貸し付ける金融機関が、復興特区法に基づく利

子補給金の支給を受けるために必要な復興推進計画を当町が作成するものである。

- ・認定を受けることにより、金融機関には国から貸付利子の一部が補給されるようになり、以って事業者の利子負担の軽減を図り、事業実施の支援を行うことにより、地域経済の活性化及び雇用機会の創出が図れるものと期待される所。

会 長：浪江町復興推進計画（案）について意見を伺います。

出席者：異議なし

（２）その他

①事業者より事業内容の説明

- ・本事業については、6年前から計画されたものであり、浪江町の復興のシンボルとするため事業実施に尽力してきた。主にターゲットとしては非住宅・高層建築物としている。
- ・県産材等を活用することにより、森林環境の循環に寄与するものでもある。

②金融機関より融資の見込みについて説明

- ・本事業の実施については、県産材の利用などにより地域の復興の後押しになるものであり、住民帰還の促進に大きく寄与するものである。事業計画等を精査したうえで融資時期について決定していきたい。

③事務局より今後の手続き・日程について説明

申請期限の令和2年1月17日まで所定の手続きを経て、復興庁へ提出する。文言等の軽微な変更については、事務局と復興庁で調整する。

○閉会